

令和元年12月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和元年12月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階大会議室
- 2 開会日時 令和元年12月10日(火) 午後4時00分
- 3 閉会日時 令和元年12月10日(火) 午後4時50分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	3番 新 山 秀 男 委員
4番 松 嶋 清 治 委員	5番 金 沢 幸 弘 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
8番 小野寺 邦 男 委員	9番 久 田 伸 一 委員
10番 四 木 俊 一 委員	11番 砂 渡 精 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	13番 沖 澤 勝 委員
14番 渡 辺 耕 一 委員	15番 金 淵 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)

2番 斎 藤 正 委員
-------------
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第33号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 7 会議録署名委員

13番 沖 澤 勝 委員	14番 渡 辺 耕 一 委員
--------------	----------------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局長 高 橋 宏 典      事務局次長 鈴 木 博 文  
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記  
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和元年11月26日告示招集いたしました令和元年12月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。  
会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和元年11月26日告示招集されました令和元年12月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

13番 沖澤 勝 委員、14番 渡辺 耕一 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、ありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第 31 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 31 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 31 号を報告済みといたします。

次に報告第 32 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 32 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行令第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 32 号を報告済みといたします。

次に報告第33号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第33号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

9番 場所はどこでしょうか。  
久田委員

次長 (場所について説明。)

議長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第33号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(代表委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第22号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第22号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第22号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第23号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。  
(説明省略)

職務代理者 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

8番 太陽光事業による農振除外とのことですが、元々は農地だった場所なのでしょうか。  
小野寺委員 また、事業は売買と賃貸借契約どちらでしょうか。また、万が一事業をやめる場合に、現状復旧等の措置が取られるよう契約書に明記はされているのでしょうか。

川村主査 申請地は平成28年と平成30年に登記地目変更されており、年月日不詳での変更なので、どの時点から農地として見られていないのかは不明です。契約内容は賃貸借契約となっています。また、事業をやめる場合には、現状復旧した後、所有者に返還すると契約書に明記されています。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
それでは議案第23号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 ご異議なしと認めます。  
よって議案第23号は承認することに決定いたしました。

議長 以上をもちまして、六戸町農業委員会12月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時50分 】